



平成 28 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 サクセスホールディングス株式会社
代 表 名 代表取締役社長 佐々木 雄一
(コード番号：6065 東証第一部)
問 合 せ 先 管 理 部 長 菅原 雄亮
T E L 0 3 - 6 4 3 1 - 9 8 9 9

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年3月25日開催予定の当社第6回定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」という。)が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化による一層のコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、所要の変更を行うものであります。
- (2) 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。なお、当該定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことができるよう、剰余金の配当等の決定機関に関する規定を新設するものであります。
- (4) その他上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>(発行可能株式の総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第5条 当社が発行可能な株式の総数は、 18,600,000株とする。</p>	<p>第5条 当社の発行可能株式総数は、 18,600,000株とする。</p>
<p>第6条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>(自己株式の取得)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第11条 当社は会社法第165条第2項の規定により <u>自己の株式を取得することができる。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第16条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第18条 (条文省略)</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p>	<p>第18条 当社の監査等委員である取締役以外 の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>2 当社の監査等委員である取締役は、 <u>5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任方法)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p>
<p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任す <u>る。</u></p>	<p>第19条 取締役の選任は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役以外の取締 役と監査等委員である取締役とを区 別して行う。</u></p>
<p>2～3 (条文省略)</p>	<p>2～3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会終結の時までとする。</p>	<p>第20条 <u>監査等委員である取締役以外</u>の取締 役の任期は、選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 22 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>第 21 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第 25 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 25 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の</p>

現行定款	変更案
<p>意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び<u>監査役</u>が記名押印または電子署名する。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p> <p>第 31 条 当会社は<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の員数)</u> 第 32 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の選任方法)</u> 第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u> 第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u> 第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の設置)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 31 条 当社は監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>開くことができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 42 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条～第 40 条 (現行どおり)</p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>第 46 条 (条文省略)</p>	<p>第 41 条 (現行どおり)</p>
<p><u>(期末配当金)</u></p> <p><u>第 47 条 当社は株主総会の決議によって毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を支払うことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第 48 条 当社は、取締役会の決議によって毎年10月末日現在の最終の株主名簿に記載または</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款		変更案	
	<p><u>記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による中間配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>		<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第 42 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第 43 条 剰余金の配当としての期末配当は毎年 4 月 30 日、中間配当は毎年 10 月 31 日を基準日とし、同日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</u></p>
第 49 条	(条文省略)	第 44 条	(現行どおり)
(附則) 第 1 条	(条文省略)	(附則) 第 1 条	(現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）

平成 28 年 3 月 25 日（金）

定款変更の効力発生日（予定）

平成 28 年 3 月 25 日（金）

以 上